給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第２号
愛媛県松山市空港通５丁目２番21号
再生債務者　山田　大吾
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年10月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月28日から平成27年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（再ロ）第３８号
大阪市平野区長吉長原東３丁目14番５号
再生債務者　安井　孝之
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年10月27日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月30日から平成27年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第６号
熊本市東区戸島１丁目４番24―２号
再生債務者　佐々木高之
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年10月27日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月10日から平成27年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１０００４号
東京都羽村市五ノ神１丁目４番地２日神パレステージ羽村506
再生債務者　東　　敬晶
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年10月21日まで
平成27年９月30日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再ロ）第２号
長野県須坂市墨坂５丁目４番12号
再生債務者　町田　祐作
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年10月21日まで
平成27年９月30日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再ロ）第３号
神奈川県平塚市万田36番地の１
再生債務者　武冨　成史
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年10月23日まで
平成27年９月30日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第２２号
大阪市平野区西脇２丁目７番29号
再生債務者　北邑　隆弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第１号
青森県弘前市大字山崎２丁目６番地８
再生債務者　川村　優子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月28日　青森地方裁判所弘前支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１５年（再ロ）第７号
高知市長浜5190番地６サニースクエアＢ―202（認可決定時の住所高知県高岡郡佐川町永野1746番地１）
再生債務者　国澤　博仁
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年４月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年９月30日
高知地方裁判所須崎支部個人再生係

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。
1．基金の名称　第二東京都電機厚生年金基金
2．事務所の所在地　東京都文京区湯島三丁目15番５号
3．設立事業所の名称及び所在地　ラオックス株式会社　東京都港区芝二丁目７番17号、株式会社ディスクユニオン　東京都千代田区九段南三丁目９番14号、シネックスインフォテック株式会社　東京都江東区東陽六丁目３番１号、東京コスモス電機株式会社　神奈川県座間市相武台二丁目12番１号、株式会社塩史共栄　東京都練馬区石神井台一丁目14番５号、株式会社ノバック　東京都千代田区岩本町二丁目６番12号、イ．ソフト株式会社　東京都台東区浅草橋三丁目27番７号、株式会社ＹＡＭＡＧＩＷＡ　東京都港区芝三丁目16番13号
4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。
5．解散認可年月日　平成27年10月１日
平成27年10月８日
東京都文京区湯島三丁目15番５号
第二東京都電機厚生年金基金
理事長　高橋　秀実

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき、次のとおり公告します。
1．清算人氏名　代表清算人　高橋　秀実
2．住所　東京都文京区湯島三丁目15番５号
平成27年10月８日
東京都文京区湯島三丁目15番５号
第二東京都電機厚生年金基金
理事長　高橋　秀実

企業年金基金変更公告

リケンテクノス企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のように公告する。
1．新事務所の所在地　東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
2．旧事務所の所在地　東京都中央区日本橋本町３丁目11番５号
3．変更年月日　平成27年９月28日
平成27年10月８日
リケンテクノス企業年金基金
理事長　入江　淳二

会社その他の公告

合併公告

黒部市農業協同組合（甲）と黒部市信用農業協同組合（乙）は平成二十七年九月二十七日に臨時総代会を開催して、平成二十八年二月一日をもって合併し、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。また、合併に伴い名称を黒部市農業協同組合といたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、財産目録及び債権対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いておりますす。
平成二十七年十月八日
富山県黒部市天神新二一〇番地一
（甲）黒部農業協同組合
代表理事組合長　福島　　孝
富山県黒部市三日市三一二三番地
（乙）黒部市信用農業協同組合
代表理事組合長　森丘　芳郎